

農林水産省指令 5 消安第 7 0 9 2 号

群馬県前橋市富士見町赤城山1204番地の435

国土緑化株式会社 代表取締役 高橋範行

令和 6 年 2 月 16 日付けで申請のあった下記の菌体りん酸肥料の品質管理計画については、昭和 61 年 2 月 22 日農林水産省告示第 284 号（肥料の品質の確保等に関する法律に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件）の 2 の（2）の表に規定する品質管理計画であることを確認した。

なお、当該品質管理計画に基づいて生産される肥料について、令和 9 年 3 月 6 日までに肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）第 6 条第 1 項の規定による登録の申請をしなかった場合は、当該大臣確認は効力を失うので、御留意ありたい。

#### 記

- 1 肥料の名称 菌体りん酸肥料 ネオソイル P
- 2 事業場の名称 国土緑化株式会社 富士見工場
- 3 事業場の住所 群馬県前橋市富士見町赤城山1204番地の435
- 4 大臣確認の有効期間

肥料の品質の確保等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた日から 3 年間

令和 6 年 3 月 6 日

農林水産大臣 坂本 哲志